

ホームページと著作権

新規作成 2022.05.06

ホームページの制作・維持管理に従事する際に必要になると思われる著作権についての基礎的な知識を簡潔に整理しました。平易に記述することを優先していますので、法的な厳密性は担保されていません。必要に応じて法文を直接読むことをお勧めします。(内閣府法令検索サイト <https://elaws.e-gov.go.jp/>)

1. 著作者

- ・著作者とは著作物を創作する者をいう。(著作権法第2条1項2号)
- ・著作物の原作品に、または著作物の公表の際に、実名または変名として周知のものが著作者名として表示されている者は、その著作物の著作者と推定される。(著作権法第14条)
- ・職務として著作した場合は、契約に特段の定めがない限り、その所属する法人等が著作者となる。(著作権法第15条)
- ・映画の著作物はその映画の著作物の全体的形成に創作的に寄与した者が著作者となる。ただし職務著作の契約がある場合は、その契約が優先する。(著作権法第16条)
- ・著作者は「**著作者人格権**」と「**著作権**」を享有する。(著作権法第17条)
(享有とは「人が生まれながらにして持っている」という意味だが、ここでは「持っている」の強い表現と解釈すれば良いと思われる。)

2. 著作者人格権

- ・著作者人格権は、著作者の一身に専属し、譲渡することができない。(第59条)
- ・著作物を公表する者は、その著作物の著作者が存しなくなつた後においても、著作者が存していたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない。ただし、その行為の性質及び程度、社会的
事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合は、この限りでない。(第60条)
- ・著作者人格権は次の権利から構成される。

(1) 公表権

- ・著作物でまだ公表されていないものを公衆に提供し、又は提示する権利をいう。
- ・著作者の同意を得ないで公表されたものは公表されていないものとみなされる。
- ・当該著作物を原著作物とする二次的著作物についても公表権の対象となる。
- ・未公開の著作物の著作権を譲渡した後に、その著作権に基づいて公表することに同意したものと推定される。
- ・未公開の著作物を行政機関情報公開法に基づいて行政機関に提供した場合、同様に独立行政法人情報公開法、情報公開条例に基づく場合、その他国立公文書館、地方公文書館に提供された場合に、それぞれにおいて公表される場合がある。(著作権法第18条3項、4項)

(2) 氏名表示権

- ・著作物の原作品に、またはその著作物を公表するに際して著作者の実名または変名を表示する権利、または表示しない権利。
- ・二次著作物の公表に際して原著作者の表示についても同様。
- ・著作者名の表示は、著作物の利用の目的及び態様に照らし著作者が創作者であることを主張する利益を害するおそれがないと認められるときは、公正な慣行に反しない限り、省略することができる。

(3) 同一性保持権

- ・著作物およびその題号の同一性を保持する権利。
- ・著作者の意に反して著作物およびその題号の変更や改変をされない権利。

- ・例外として、教科書における利用、建築物の増改築、修繕、模様替え、さらには、プログラムの移植、改良などのやむを得ない場面での改変がある。

3.著作権

(1) 複製権(第21条)

- ・その著作物を複製する権利

(2) 上演権・演奏権(第22条)

- ・公に上演、演奏する権利
(公に:特定不特定に関わらず多数の人、または不特定少数の人をいう。)
(公にならない場合:特定少数、目安として50名まで。)
(特定:住所氏名が明らかな人。)

(3) 上映権(第22条の2)

- ・その著作物を上映する権利

(4) 公衆送信権等(第23条)

- ・公衆送信、または自動公衆送信のための送信可能化をする権利
(自動公衆送信:公衆からの求めに応じ自動的に行うもの)
(送信可能化:準備のためサーバーの記憶装置、または使用する外部媒体に書き込むこと)
・著作者は、公衆送信されるその著作物を受信装置を用いて公に伝達する権利を専有する。

(5) 口述権(第24条)

- ・著作者は、その言語の著作物を公に口述する権利。

(6) 展示権(第25条)

- ・著作者は、その美術の著作物又はまだ発行されていない写真の著作物をこれらの原作品により公に展示する権利を専有する。

(7) 頒布権(第26条)

- ・著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。

(8) 譲渡権(第26条の2)

- ・著作者は、その著作物をその原作品又は複製物の譲渡により公衆に提供する権利を専有する。ただし、著作物の原作品又は複製物で次の各号のいずれかに該当するものの譲渡による場合には、適用しない。
・著作者又はその許諾を得た者により公衆に譲渡された著作物の原作品又は複製物
・著作者又はその承諾を得た者により特定かつ少数の者に譲渡された著作物の原作品又は複製物

(9) 貸与権(第26条の3)

- ・著作者は、その著作物をその複製物の貸与により公開する権利を専有する。

(10) 翻訳権、翻案権等(第27条)

- ・著作者は、その著作物を翻訳、編曲、変形、脚色、映画化、その他翻案する権利を専有する。
(翻案:既存の著作物を用いて新たな二次的著作物を創作する権利)
(二次的著作物:著作物を翻訳し、編曲し、若しくは変形し、又は脚色し、映画化し、その他翻案することにより創作した著作物をいう)

(11) 二次的著作物の利用に関する原著作者の権利(第28条)

- ・二次的著作物の原著作物の著作者は、当該二次的著作物の利用に関し、当該二次的著作物の著作者が有するものと同じ種類の権利を専有する。

4.著作権の制限

- ・著作権の保護と利用促進という相反するテーマのバランスをとることが趣旨になっている。
具体例は文化庁のホームページ参照
(https://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/seidokaisetsu/gaiyo/chosakubutsu_jiyu.html)

(1) 私的使用のための複製(第30条)

- ・著作物は個人的にまたは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときは、次に掲げる場合を除き、その使用する者が複製することができる。
 - 公衆の使用に供することを目的として設置されている自動複製機器を用いて複製する場合(1項1号)
(例:コンビニのコピー機)
附則第5条の2(自動複製機器についての経過措置)
 - ・著作権法第30条第1項第1号の規定の適用については、当分の間、これらの規定に規定する自動複製機器には、専ら文書又は図画の複製に供するものを含まないものとする。
 - 技術的保護手段の回避により可能となり、又はその結果に障害が生じないようになった複製を、その事実を知りながら行う場合(コピープロテクト回避行為)
 - 著作権を侵害する自動公衆送信(海外を含む)を受信して行うデジタル方式の録音又は録画を、違法であることを知りながら行う場合(ライブ配信の録画)
 - 著作権を侵害する自動公衆送信(海外を含む)を受信して行うデジタル方式の複製(ダウンロード)を、違法であることを知りながら行う場合
 - 私的使用を目的として、政令で定めるデジタル方式の録音・録画機器により、政令で定める記録媒体に録音又は録画を行う者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。(家庭用ビデオレコーダー)
- ・この場合において、翻訳、編曲、変形又は翻案の方法によって利用することができる。(第47条の6第1項)

(2) 図書館等における複製等(第31条)

- ・国立国会図書館及び図書館等においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館資料を用いて著作物を複製することができる。
 - 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するために、公表された著作物の一部分の複製物を一人につき一部提供する場合

(3) 引用(著作権法第32条)

- ・公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。
- ・引用に際しては出所の明示をしなければならない。(著作権法第48条)(凡例:最相葉月事件)

(4) 教科用図書等への掲載(第33条)

- ・公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書に掲載することができる。
- ・引用に際しては出所の明示をしなければならない。(著作権法第48条)

(5) 試験問題としての複製等(第36条)

- ・公表された著作物については、入学試験その他人の学識技能に関する試験又は検定の目的上必要と認められる限度において、当該試験又は検定の問題として複製し、又は公衆送信を行うことができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びに当該公衆送信の態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。

(6) 営利を目的としない上演等(第38条)

- ・公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金を受けない場合には、公に上演

し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。

(7) 公開の美術の著作物等の利用(第46条)

- ・美術の著作物でその原作品が屋外の場所に恒常的に設置されているもの又は建築の著作物は、次に掲げる場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。
 - 増製、建築複製、屋外設置、販売目的

(8) 美術の著作物等の展示に伴う複製等(著作権法第47条)

- ・美術の著作物又は写真の著作物の原作品展示者は、観覧者のためにこれらの展示著作物の解説若しくは紹介をすることを目的とする小冊子に当該展示著作物を掲載し、又は当該展示著作物について自動公衆送信を行うために必要と認められる限度において、当該展示著作物を複製することができる。ただし、当該展示著作物の種類及び用途並びに当該複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。
- ・掲載に際しては出所の明示をしなければならない。(著作権法第48条)

(9) プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等(第47条の3)

- ・プログラムの著作物の複製物の所有者は、自ら当該著作物を電子計算機において実行するために必要と認められる限度において、当該著作物を複製することができる。
- ・複製物の所有者が当該複製物のいずれかについて所有権を有しなくなつた後には、その者は、当該著作権者の別段の意思表示がない限り、その他の複製物を保存してはならない。
- ・複製物には出所の明示をしなければならない。(著作権法第48条)

(10) 出所の明示(第48条)

- ・次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。
 - 引用の場合(第32条)
 - 以下略
- ・前項の出所の明示に当たっては、これに伴い著作者名が明らかになる場合及び当該著作物が無名のものである場合を除き、当該著作物につき表示されている著作者名を示さなければならない。

5.著作権の発生

- ・著作権の存続期間は、著作物の創作の時に始まる。(第51条)
- ・著作権は著作者が意識するとしないと関わらず、著作の瞬間に潜在的に発生する。
- ・著作者が著作権を意識した時点から著作権が機能する。

6.著作権の保護期間

- ・著作権は、別段の定めがある場合を除き、著作者の死後(共同著作物にあつては、最終に死亡した著作者の死後。)七十年を経過するまでの間、存続する。(第51条～58条)

7.争点

(1) 特定多数

- ・文化庁は、一般には「50 人を超えれば多数」と考えているという情報もありますが、その原情報は現在ではみつからず、出所において否定したと解釈した方がよいと思われる。
- ・「中田英寿事件」では、「本件詩が 300 名以上という多数の者の要求を満たすに足る部数が複製されて頒布されたものといえるから、公表されたものと認められる」と判断されている。したがって、既に公表された著作物であり公表権の対象となる著作物ではないため、公表権侵害は認められないとされている。

(2) 家庭内その他これに準ずる限られた範囲内

- ・「その他これに準ずる限られた範囲内」とは、強い個人的結びつきのある関係が求められる。「家庭」に準

ずるということなので、相当厳しい基準と受け止める必要があり、少なくともサークルや同好会といったレベルの結びつきでは該当しないと考えた方が良いと思われる。

(3) 複製と同一性保持権と翻案

- ・「同一性保持権」と「翻案権」は相反する場合がある。(面白い恋人、パロディ事件、チーズはどこへ消えた?)
- ・判例「既存の著作物に依拠して創作された著作物が、思想、感情若しくはアイデア、事実若しくは事件など表現それ自体でない部分又は表現上の創作性がない部分において、既存の著作物と同一性を有するにすぎない場合には、翻案には当たらないと解するのが相当である。」(江差追分事件)
- ・「翻案」にかかる著作に関しては特に慎重に対応する必要がある。

文責: muka